

## 川崎市青少年指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 青少年の創造的活動の助長と自発的活動及びその育成活動を積極的に推進し、青少年の健全な育成をはかるため、青少年指導員（以下「指導員」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における青少年の積極的育成とその愛護活動を行うために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 青少年の体験活動の促進
- (2) 青少年団体の育成と支援
- (3) 青少年に望ましい地域づくり
- (4) 青少年に関する相談と対応
- (5) 青少年に関する調査と情報提供

(指導の対象)

第3条 おおむね小学校就学時より20歳未満の地域青少年とする。

(任期)

第4条 指導員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により委嘱された指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の資格)

第5条 原則として、年齢70歳未満の成人で、地区に生活の根拠を持ち、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内会（自治会）などで、青少年の健全育成関係の役職にある人
- (2) 町内会（自治会）で青少年の指導及び青少年関係団体に携わっている人  
(たとえば子ども会育成会連盟役員、ボーイスカウト・ガールスカウト、海洋少年団関係者、青年会役員など)

(3) 人格高潔で青少年活動に理解と熱意を有し、指導員として相応しく、かつ、心身ともに健康な者

(委嘱)

第6条 指導員は、川崎市長が委嘱する。

(解嘱)

第7条 市長は、第5条の指導員の資格に該当しなくなった場合、解嘱することができる。

(定数)

第8条 指導員の定数は、別にこれを定める。

(庶務)

第9条 指導員に関する事務は、川崎市こども未来局青少年支援室、区役所、区役所支所及び区役所出張所にて行う。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

第8条関係

川崎市青少年指導員の定数は559名とし、各区の定数は次のとおりとする。

川崎区 101名

幸区 66名

中原区 84名

高津区 83名

宮前区 84名

多摩区 82名

麻生区 59名